

免税軽油制度の継続を求める意見書

これまで、農業経営を初め、冬季観光産業の重要な柱であるスキー場産業の発展に貢献してきた免税軽油制度が、平成24年3月末で廃止される状況にある。

免税軽油制度とは、道路を走らない機械に使用する軽油について、軽油引取税（1リットルあたり32円10銭）を免税する制度で、農業用の機械（耕運機、トラクター、コンバイン、栽培管理用機械、畜産用機械など）やスキー産業の索道事業が使う機械（ゲレンデ整備車、降雪機など）、林業、船舶、鉄道、製造業など幅広い事業の道路を使用しない機械で使用する燃料の軽油は、申請すれば減免が認められてきた。

この免税軽油制度が廃止されれば、地域経済を支える農業、スキー産業並びに観光業への影響は深刻である。

地域農業の振興と食糧自給率向上、またスキー産業・観光振興の観点からも有効であることから、免税軽油制度の継続が強く望まれるものである。

よって、国においては、免税軽油制度を継続するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月20日

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
財務大臣 様
農林水産大臣 様
経済産業大臣 様
国土交通大臣 様

飯山市議会議長